

各位

会 社 名 JNS ホールディングス株式会社 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 池田昌史 (コード番号: 3627 東証プライム) 問合せ先 専務取締役経営管理部長 中野隆司 (TEL. 03-6838-8800)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を 2022 年 5 月 27 日開催予定の第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

(1) 当社グループにおける今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の目的の追加を行うものです。

「有価証券の取得、保有、運用および売買に関する事業」を追加。

- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものです。
  - ① 変更案第12条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
  - ② 変更案第12条(電子提供措置等)第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第12条(株主総会参考書類等のインターネット開示と見なし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
  - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は 次のとおりであります。

現	 行		款	変	更	案
(目的)				(目的)		
第2条 当会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会						
社 (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するも				7,7276 (38)16	- <b>-</b>	
のを含む。) その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所						
有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理するこ						
とを目的とする。						
1. ~34. (条文省略)				1. ~34. (現行どおり)		
(新 設)				35. 有価証券の取得、保有、運用および売買に関する事業		
35. 前各号に附帯または関連する一切の業務				36. 前各号に附帯または関連する一切の業務		
_(株主総会参考書	類等のインタ	ーネット開示	と見なし提供)			
第12条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書				(削 除)		
類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示						
をすべき事項に係	系る情報を、法	務省令に定める	るところに従いて			
ンターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対						
して提供したものとみなすことができる。						
				(電子提供措置	等)_	
	(新	設)		第12条 当会	性は、株主総会の招集に	こ際し、株主総会
				-	容である情報について	
				る。		
				2 当会社は、	電子提供措置をとる事	項のうち法務省令
				で定めるものの	全部または一部につい	て、議決権の基準
					付請求をした株主に対	
				に記載すること	を要しないものとする。	<u> </u>
(附則)				(附則)		
				(株主総会資料	の電子提供に関する経	過措置)_
	(新	設)		第2条 変更	前定款第 12 条(株主総	会参考書類等のイ
					示と見なし提供)の削	
				12条 (電子提供	措置等)の新設は、20	22年9月1日から
				効力を生ずるも	のとする <u>。</u>	
				2 前項の規定	にかかわらず、2022 年	59月1日から6か
					主総会の日とする株主	
				変更前定款第12	2条(株主総会参考書類	手のインターネッ
				ト開示と見なし	提供)は、なお効力を	 有する。_
				3 本条の規定	は、2022年9月1日か	ら6か月を経過し
				た日または前項	の株主総会の日から3%	か月を経過した日
					日後にこれを削除する。	
					<del>-</del>	

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日2022 年 5 月 27 日 (予定)定款変更効力発生日2022 年 5 月 27 日 (予定)

以 上